

長崎県情報産業協会への入会をご希望される法人、及び個人並びにこれらものを構成員とする団体は、加入申込書をダウンロードして必要事項を記入し、直接長崎県情報産業協会事務局へご提出下さい。

入会に関する会則

- 1 本協会の正会員及び特別賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書（加入申込書）を会長に提出して、入会の申込みを行うものとする。
- 2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定する。
- 3 会員が団体の場合は、本協会に対する代表者としてその権利を行使するもの（以下「会員代表者」という）を定め、会長に届出なければならない。
- 4 会員代表者を変更した場合は、速やかに会長に届出なければならない。
- 5 名誉会員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

定款（入会金及び会費）

第7条 会員は、入会時に、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
（特別に入会金を免除する場合を除く）

- 2 会員は、本協会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、総会で定める会費を毎年、原則、年度初めに納入しなければならない。（事務局より請求書を発行する）
- 3 名誉会員は、入会金及び会費を免除する。